



# 栃木県公報

令和2（2020）年  
3月31日（火）  
号 外  
第 29 号

## 目 次

### 人事委員会

- 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う住居手当の経過措置に関する規則の制定…………… 1
- 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正…………… 2
- 職員の退職手当に関する規則の一部改正…………… 3
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 4
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正…………… 5
- 住居手当の支給に関する規則の一部改正…………… 9
- 給料の特別調整額に関する規則の一部改正…………… 10
- 宇都宮市に派遣される職員の給与の特例に関する規則の一部改正…………… 11
- 職員の育児休業等に関する規則の一部改正…………… 13

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第九号

職員の給与に関する条例の一部改正に伴う住居手当の経過措置に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

### 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う住居手当の経過措置に関する規則

（適用除外職員）

**第一条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年栃木県条例第二十六号。以下「改正条例」という。）附則第三条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 改正条例第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号。以下この条及び次条において「改正前給与条例」という。）第十一条の五第一項第一号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

イ 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条の五の規定を適用するとしたならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる職員

ロ 改正前給与条例第十一条の五の規定を適用するとしたならば同条第一項第一号に該当しないこととなる職員

二 施行日の前日において改正前給与条例第十一条の五第一項各号のいずれにも該当していた職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同条第一項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

三 改正条例附則第三条第一項に規定する旧手当額が二千円以下となる職員

四 前三号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員

（家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額）

**第二条** 改正条例附則第三条第一項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第十一条の五第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第三条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となつた家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第十一条の五第一項各号のいずれにも該当していた場合 任命権

者が人事委員会と協議して定める額  
(確認及び決定)

**第三条** 任命権者は、施行日の前日に改正前給与条例第十一条の五の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和二年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年栃木県人事委員会規則第二十五号)第六条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第三条第一項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

**第四条** 改正条例附則第三条の規定による住居手当の支給は、令和二年四月から開始し、職員が同条第一項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和三年三月のいずれか早い月をもって終わる。

(住居手当の支給に関する規則の準用)

**第五条** 住居手当の支給に関する規則第五条から第十条まで(第八条第一項を除く。)の規定は、改正条例附則第三条の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第五条第一項中「新たに条例第十一条の五第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年栃木県条例第二十六号)附則第三条の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第六条第一項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第二項中「前項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部改正に伴う住居手当の経過措置に関する規則(令和二年栃木県人事委員会規則第九号)第三条又は前項」と、同規則第八条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(雑則)

**第六条** この規則に定めるもののほか、改正条例附則第三条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第十号**

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則(昭和四十八年栃木県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第3 (第7条関係)</b> 事務局長の専決事項</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 事務局職員のうち事務局長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長及び主査以外の職員(会計年度任用職員を除く。)の任免</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>(7) 職員(会計年度任用職員を除く。)の営利企業従事の許可</p>	<p><b>別表第3 (第7条関係)</b> 事務局長の専決事項</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 事務局職員のうち事務局長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長及び主査以外の職員_____の任免</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>(7) 職員_____の営利企業従事の許可</p>

(8)～(16) 略  
2～7 略

**別表第4** (第8条関係)  
課長の専決事項

- 1 会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)
- 2 職員(事務局長及び課長を除く。次項、第4項、第9項及び第10項において同じ。)の職務専念義務の免除の承認(総括課長補佐の専決事項に係るものを除く。)
- 3～7 略
- 8 会計年度任用職員の営利企業従事の許可
- 9～14 略

(8)～(16) 略  
2～7 略

**別表第4** (第8条関係)  
課長の専決事項

- 1 職員(事務局長及び課長を除く。次項、第3項、第7項及び第8項において同じ。)の職務専念義務の免除の承認(総括課長補佐の専決事項に係るものを除く。)
- 2～6 略
- 7～12 略

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第十一号**

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則**

職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第一条</b> 略</p> <p>(非常勤職員に対する退職手当)</p> <p><b>第一条の二</b> 職員以外の者で、<u>条例第二条第二項の規定により職員とみなされるものは、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づき任命権者が定めるところにより勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)</u>が十八日以上ある月が引き続いて十二月に至つたものとする。</p> <p>2 前項に規定する者については、<u>条例第四条中一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定、条例第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定並びに条例第九条第三項及び第五項から第七項まで並びに第二十一条の規定は、適用しないものとする。</u></p> <p>3 第一項に規定する者のうち、<u>任期を定めて任用される職員で、その任期の満了によつて退職した</u>ものに対する退職手当の基本額は、<u>条例第四条及</u></p>	<p><b>第一条</b> 略</p>

び附則第二十四項の規定にかかわらず、条例第三  
条第二項の規定の例により計算した額に百分の八  
十三・七を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第13（第5条関係） 学歴免許等資格区分表			別表第13（第5条関係） 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
略			略		
2 短大卒	一 短大 3 卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の <u>修業年限3年の前期課程の修了</u> (2)~(4) 略	2 短大卒	一 短大 3 卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業_____ _____ _____ (2)~(4) 略
	二 短大 2 卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の <u>修業年限2年の前期課程の修了</u> (2)~(6) 略		二 短大 2 卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業_____ _____ _____ (2)~(6) 略
	略	略		略	略
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十三号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象職)</p> <p><b>第二条</b> 条例第九条の三第一項第一号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表、特定業務任期付職員行政職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第八条第一項の規定によりあらかじめ任期を定めて採用された職員(以下「育児休業等に伴う任期付採用職員」という。)の職を除く。)並びに医療職給料表(一)及び特定業務任期付職員医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職及び医師法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)第四条の規定による改正後の医師法(第六条第一項において「平成十二年改正後の医師法」という。)第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けている者を除く。)で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>2  条例第九条の三第一項第二号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、特定業務任期付職員行政職給料表、特定業務任期付職員研究職給料表及び特定業務任期付職員医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職のうち、獣医師の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職を除く。)とする。</p> <p>3  条例第九条の三第一項第三号に規定する職は、医療職給料表(三)及び特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院に置かれる看護師の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職を除く。)とする。</p> <p>(職員の範囲)</p> <p><b>第三条</b> 条例第九条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、前条第一項に規定する職に採用された職員にあつては学</p>	<p>(支給対象職)</p> <p><b>第二条</b> 条例第九条の三第一項第一号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表、特定業務任期付職員行政職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>並びに医療職給料表(一)及び特定業務任期付職員医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職(</p> <p>医師法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)第四条の規定による改正後の医師法(第六条第一項において「平成十二年改正後の医師法」という。)第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けている者を除く。)で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>2  条例第九条の三第一項第二号に規定する職は、医療職給料表(三)及び特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院に置かれる看護師の職</p> <p>とする。</p> <p>(職員の範囲)</p> <p><b>第三条</b> 条例第九条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、前条第一項に規定する職に採用された職員にあつては学</p>

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から三十七年(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)に規定する臨床研修(第六条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十七号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第六条において「実地修練」という。)を経た者にあつては三十八年)を経過するまでの期間(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。)、前条第二項に規定する職に採用された職員にあつては大学卒業の日から十六年を経過するまでの期間、同条第三項に規定する職に採用された職員にあつては保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所(以下「学校等」という。)で同項に規定する職に必要な免許に対応する学校等卒業の日から五年を経過するまでの期間(以下これらを「経過期間」という。)内に行われたものとする。

**第五条** 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年(第二条第二項に規定する職にあつては十五年、同条第三項に規定する職にあつては五年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

**第六条** 初任給調整手当の支給期間は第二条第一項に規定する職にある職員については三十五年、同条第二項に規定する職にある職員については十五年、同条第三項に規定する職にある職員については五年とし、その月額(職員の区分及び採用の日(採用の日に平成十二年改正後の医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日)又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成十一年法律第九十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(第六条において「大学」という。)卒業の日から三十七年(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)に規定する臨床研修(第六条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十七号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第六条において「実地修練」という。)を経た者にあつては三十八年)を経過するまでの期間(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。)、前条第二項に規定する職に採用された職員にあつては、

保健師助

産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所(以下「学校等」という。)で同項に規定する職に必要な免許に対応する学校等卒業の日から五年を経過するまでの期間(以下これらを「経過期間」という。)内に行われたものとする。

**第五条** 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年(第二条第二項に規定する職にあつては、五年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

**第六条** 初任給調整手当の支給期間は第二条第一項に規定する職にある職員については三十五年、同条第二項に規定する職にある職員については五年とし、その月額(職員の区分及び採用の日(採用の日に平成十二年改正後の医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日)又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一又は別表第二に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第九十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

この場合において、第二条第一項に規定する職にある職員のうち大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する別表第一の適用については採用の日又は第四条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第二条第二項に規定する職にある職員のうち大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となつた日までの期間が四年を超えることとなる職員に対する別表第二の適用については採用の日又は第四条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第二条第三項に規定する職にある職員に対する別表第三の適用については採用の日又は第四条に規定する職員となつた日から学校等卒業の日の属する年の四月一日からそれぞれ採用の日又は第四条第二号に規定する職員となつた日の前日までの期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものと

- 2 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年栃木県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第一、別表第二又は別表第三の適用については、当該休職の期間（条例第二十二條第一項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、これらの表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

- 3 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一、別表第二又は別表第三に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

**第七条** 第三条又は第四条に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、こ

この場合において、第二条第一項に規定する職にある職員のうち大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する別表第一の適用については採用の日又は第四条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第二条第二項に規定する職にある職員

に対する別表第二の適用については採用の日又は第四条に規定する職員となつた日から学校等卒業の日の属する年の四月一日からそれぞれ採用の日又は第四条第二号に規定する職員となつた日の前日までの期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものと

- 2 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年栃木県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第一又は別表第二の適用については、当該休職の期間（条例第二十二條第一項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、これらの表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

- 3 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一又は別表第二に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

**第七条** 第三条又は第四条に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、こ

これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年（第二条第二項に規定する職にある職員にあつては、十五年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第一項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年 を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項 の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第一中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第2（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第2項の職を占める職員 円
1年未満	30,000
1年以上2年未満	30,000
2年以上3年未満	30,000
3年以上4年未満	30,000
4年以上5年未満	30,000
5年以上6年未満	30,000
6年以上7年未満	27,000
7年以上8年未満	24,000
8年以上9年未満	21,000
9年以上10年未満	18,000
10年以上11年未満	15,000
11年以上12年未満	12,000
12年以上13年未満	9,000
13年以上14年未満	6,000
14年以上15年未満	3,000



備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十四号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年栃木県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p><b>第四条</b> 条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年栃木県人事委員会規則第二号)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで</p> <p>の間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事務所の移転(国家公務員等(条例第十一条の四第二項に規定する国家公務員等をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年栃木県条例第二号)第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年栃木県条例第四十三号)第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第四十四号)第二条第二号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職)の直前の住居であつた住宅(県有公舎及び職員宿舎等を除く。)</p> <p>又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 令和三年三月三十一日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年栃木県条例第二十六号)附則第三条の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p><b>第四条</b> 条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年栃木県人事委員会規則第二号)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで</p> <p>の間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事務所の移転(国家公務員等(条例第十一条の四第二項に規定する国家公務員等をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年栃木県条例第二号)第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年栃木県条例第四十三号)第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第四十四号)第二条第二号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職)の直前の住居であつた住宅(県有公舎及び職員宿舎等を除く。)</p> <p>又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第二条第二号の適用については、同号中「条例第十一条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正す</p>
<p>2 令和三年三月三十一日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年栃木県条例第二十六号)附則第三条の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一</p>	<p>2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第二条第二号の適用については、同号中「条例第十一条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正す</p>

日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第十一条の五第二項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第五条第一項の規定により行われた届出（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う住居手当の経過措置に関する規則（令和二年栃木県人事委員会規則第九号）第五条において準用する第五条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

る条例（平成二十八年栃木県条例第五十五号）附則第三条の規定により読み替えられた条例第十一条第一項」とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十五号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前														
<p>(支給額)</p> <p><b>第三条 略</b></p> <p>2 前条第一項に規定する職にある職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の給料の特別調整額欄に定める額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、人事委員会が別に定める職にある職員にあつては別に定める額）とする。</p>			<p>(支給額)</p> <p><b>第三条 略</b></p> <p>2 前条第一項に規定する職にある職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の給料の特別調整額欄に定める額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>														
<p><b>別表第一（第二条関係）</b></p> <p>給料の特別調整額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織の区分</th> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			組織の区分	職	区分	知事の略	略	略	<p><b>別表第一（第二条関係）</b></p> <p>給料の特別調整額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織の区分</th> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			組織の区分	職	区分	知事の略	略	略
組織の区分	職	区分															
知事の略	略	略															
組織の区分	職	区分															
知事の略	略	略															

略	局 事務部	博物館	館長	一種	
			副館長	二種	
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	
					食肉衛 生検査 所
	略	略	副所長	五種	
			略	略	略
	局 事務部	博物館			
			略	略	略
校 社 大 学	副校長 部長(保健看護学部、 歯科技術学部及び臨床 検査学部の部長を除く。)	略			
			略	略	略
食肉衛 生検査 所	所長	四種			
	略	略	略	略	

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十六号

宇都宮市に派遣される職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

宇都宮市に派遣される職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

宇都宮市に派遣される職員の給与の特例に関する規則(平成八年栃木県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の調整額の特例)</p> <p><b>第三条</b> 派遣職員に係る職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)別表第一の規定の適用については、同表健康福祉センターの項中</p> <p>「                      (1) 病理細菌技術者</p>	<p>(給料の調整額の特例)</p> <p><b>第三条</b> 派遣職員に係る職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)別表第一の規定の適用については、同表健康福祉センターの項中</p> <p>「                      (1) 病理細菌技術者</p>

健康福祉センター	る。) (2) 診療エックス線 対策課の職員に限	健康福祉センター	る。) (2) 診療エックス線 対策課の職員に限
(健康対策課及び試験検査課の職員に限		(健康対策課及び試験検査課の職員に限	
技師及び診療放射線技師(助手を含み、健康 る。)		技師及び診療放射線技師(助手を含み、健康 る。)	
とあるのは、 宇都宮市衛生環境試験 所 病		とあるのは 宇都宮市衛生環境試験 所 病	
理細菌技術者		理細菌技術者	
二		二 と、同表食肉衛生検査所	
とする。		の項中「食肉衛生検査所」とあるのは「宇都宮市 食肉衛生検査所」とする。	
(給料の特別調整額の特例)		<b>第四条</b> 派遣職員に係る給料の特別調整額に関する	
規則(昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二 号)別表第一の規定の適用については、同表中		主	
幹 五種		とあるのは、 宇都宮市食肉衛生検査所	

第四条 略

第五条 略

主幹

所長

五種

四種

とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成十一年栃木県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第一条 略</b></p> <p>(<u>条例第二条第三号イ(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員</u>)</p> <p><b>第二条</b> <u>条例第二条第三号イ(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日（任命権者が定めるところにより勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条及び第八条において同じ。）が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて、一年間の勤務日が百二十一日以上であるものとする。</u></p> <p>(<u>条例第二条の三第三号ロの人事委員会規則で定める場合</u>)</p> <p><b>第三条</b> <u>条例第二条の三第三号ロの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>一 <u>条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年</u></p>	<p><b>第一条 略</b></p>

法律第七十七号) 第二条第六項に規定する認定  
子ども園において保育を受けること又は児童福  
祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事  
業等による保育を受けることを希望し、申込み  
を行っているが、当該子が一歳に達する日後の  
期間について、当面その実施が行われない場合

一 常態として条例第二条の三第三号ロに規定す  
る当該子を養育している当該子の親(当該子に  
ついて民法(明治二十九年法律第八十九号)第  
八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁  
組の成立について家庭裁判所に請求した者(当  
該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属して  
いる場合に限る。)であつて当該子を現に監護  
するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三  
号の規定により当該子を委託されている同法第  
六条の四第一号に規定する養育里親である者  
(同法第二十七条第四項に規定する者の意に反  
するため、同項の規定により、同法第六条の四  
第一号に規定する養子縁組里親として委託する  
ことができない者に限る。)若しくは同号に規  
定する養子縁組里親である者を含む。以下同  
じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚  
姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同  
じ。)であつて当該子が一歳に達する日後の期  
間について常態として当該子を養育する予定で  
あつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障  
害により当該子を養育することが困難な状態  
になつた場合

ハ 常態として当該子を養育している当該子の  
親である配偶者が当該子と同居しないことと  
なつた場合

二 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四  
週間)以内に出産する予定である場合又は産  
後八週間を経過しない場合

(条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定め  
る場合)

**第四条** 前条の規定は、条例第二条の四第二号の人  
事委員会規則で定める場合について準用する。こ  
の場合において、前条中「一歳」とあるの  
は、「一歳六か月」と読み替えるものとする。

**第五条～第七条** 略

(条例第二十五条第二号ロの人事委員会規則で定  
める非常勤職員)

**第八条** 条例第二十五条第二号ロの人事委員会規則  
で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以  
上とされている非常勤職員又は週以外の期間に

**第一条～第四条** 略

よって勤務日が定められている非常勤職員であつて、一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであり、かつ、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

(条例第二十六条第二項に基づく特別休暇)

**第九条** 条例第二十六条第二項の人事委員会規則で定める特別休暇は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)第十一条第一項第十一号の休暇とする。

(条例第二十七条の人事委員会規則で定める額)

**第十条** 条例第二十七条の人事委員会規則で定める額は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年栃木県人事委員会規則第三号)第二十条に規定する額又は会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年栃木県教育委員会規則第五号)第二十五条に規定する額とする。

(条例第二十六条に基づく特別休暇)

**第五条** 条例第二十六条の人事委員会規則で定める特別休暇は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)第十一条第一項第十一号の休暇とする。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。